

令和8年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業委託先募集要項

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う「令和8年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業」について、最も優れた運用能力、経験等を持つ事業者に事業委託するため、事業者を募集し、その選定を行う。

2 委託事業名

令和8年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約限度額

3,868,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「令和8年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 直近1年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 企画提案スケジュール

(1) スケジュール

| 項目 | 日程 |
|-----------|-------------------------|
| 公募開始 | 令和8年3月5日(木) |
| 質問受付期間 | 令和8年3月5日(木)～3月9日(月)正午まで |
| 質問に対する回答 | 令和8年3月9日(月)午後5時まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年3月16日(月)午後3時まで |
| 選定結果の通知 | 令和8年3月23日(月)(予定) |

(2) 質問事項の受付・締切りについて

本要領の内容等についての質問は、「(様式1) 質問書様式」により提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月9日(月)正午まで

締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うこと。

ウ 回答期限

令和8年3月9日(月)午後5時までに、質問者に対しメールで回答する。(ただし、個人情報を除く)

8 企画提案書の提出

(1) 提出物

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

※審査は書面開催とし、プレゼンテーションは実施しない

| | 提出物 | 内容 | 様式 | 部数 |
|---|----------|---|-----|---------------------------|
| 1 | 企画提案書かがみ | | 様式2 | 1 |
| 2 | 企画提案書 | 仕様書に沿って、業務内容について図表などを用いてわかりやすく、具体的に記載すること。 | 任意 | 6 及び 電子データ (PDF) |
| 3 | 誓約書 | | 様式3 | 1 |
| 4 | 参加資格確認書類 | ・会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要、社会的取組内容) | 任意 | 1 |
| 5 | 見積書 | ・事業実施にかかる費用を分かりやすく記載すること ※「運営業務一式」としないこと | 任意 | 1 |

(2) 提出期限

令和8年3月16日(月)午後3時まで(必着)

(3) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課芸術祭推進班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階
電話：054-221-3109
E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参または郵送(書留とすること)。

(5) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- (イ) 上記 5 に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(イ) その他

企画提案書作成及び提出にかかる費用は、全て企画提案者の負担とする。

9 委託先候補者の選定方法

(1) 選定委員会

提出された企画提案書に基づき、「令和 8 年度静岡県障害者文化芸術魅力発信事業業務委託先選定委員会」にて審査を行う。審査は書面開催とし、プレゼンテーションは行わない。

(2) 選定にあたっての評価項目及び評価基準

提出された企画提案書について、下記の項目に基づき数値(得点)で評価する。

| 評価項目 | | 評価基準 | 点数 |
|---------------------|-----------|--|-----|
| まちじゅう アート | 事業 計画 | 新たな貸付先を増やす営業や、効果的な広報を行う計画となっているか | 15 |
| | 管理 体制 | 十分に作品を供給できる工夫がなされているか 作品の状態及び展示期間が適切に管理されるような取組となっているか | 15 |
| 県庁障害者 アート 空間化 | 事業 計画 | 来庁者に対して障害のある人の芸術作品をより効果的に見せる工夫や広報がなされているか | 5 |
| | 管理 体制 | 作品の状態及び展示期間が適切に管理されるような取組となっているか | 5 |
| ポータル サイト | 企画力 | 独自提案（コンテンツの制作）について、以下のいずれかの目的を達成できる内容となっているか ・まちじゅうアートとの相乗効果の獲得 ・ポータルサイトのアクセス数増加、新規ユーザー獲得 ・障害者文化芸術の認知度向上、普及促進 | 10 |
| | 事業 計画 | コンテンツの更新頻度について、目標設定は適切か ポータルサイトをより多くの人に周知するための、効果的な広報を行う計画となっているか | 10 |
| | 保守 管理 | 情報セキュリティが高く安全なサイトを構築できる体制となっているか サイト運營業務に関する知識や実績があり、適切に業務を遂行できると認められるか | 10 |
| 共通 | 企画力 | 事業の趣旨を理解し、目的に合致した内容となっているか | 10 |
| | 管理 体制 | 当該業務を適切に遂行できる体制となっているか 「みらーと」と協働できる体制となっているか | 15 |
| | 社会的 取組 | 多様性社会の実現（障害に限らない）に向けた取組に積極的か ※ 8 (1) 4 参加資格確認書類記載内容をもとに評価 | 5 |
| 合 計 | | | 100 |

(3) 選定方法

次の方法により委託先候補者を選定する。

ア 応募者のうち、選考の審査点が最も高い者を委託先候補者とする。ただし、出席委員の合計持点の6割以上の審査点を必要とする。

イ 審査点が最も高い者が複数あったときは、委員の協議により決定する。

10 選定結果の伝達方法

選定結果は令和8年3月18日(水)までに電子メールにより通知する。(予定)

11 契約

県は、委託先候補者と企画提案書をもとに協議を行い、委託業務に係る仕様書を確定させた上で、契約を締結する。

12 留意事項

(1) 当該事業の委託先選定に係る一切の事項は、静岡県令和8年度当初予算の成立をもって有効となる。

(2) 本事業の実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 関係書類の整備、保管を確実に実施すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
- ・労働者名簿、出納簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

イ 事業の実施状況や実績について、県の検査対象となること。

(3) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。

(4) 企画提案等は実施可能なものとし、原則として応募者側で管理運営すること。

(5) 本事業は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

(6) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。

(7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(8) 委託先候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。

(9) 提出された応募書類は返却しない。

(10) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規程に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書(別紙2)

イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(別紙3)の写し

(11) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条の規定に基づき策定された「個人情報取扱委託指針」により、本業務に関連する個人情報の適切な運用を図るため、以下の書類を成立すること。

ア 本業務に係る個人情報の取扱いに関する点検表(別紙4)

13 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課芸術祭推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階

電話: 054-221-3109

E-mail: arts@pref.shizuoka.lg.jp